

提案募集検討専門部会 説明資料

平成27年10月15日
国土交通省都市局

都市計画の軽易な変更の見直し(1)

【平成26年の地方からの提案等に関する対応方針】(平成27年1月30日閣議決定)の内容

市町村が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条の2)については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。

<前回(昨年12月)の実態等調査の結果>

1. 意向調査(対象:47都道府県)

○28団体(60%)が「市町村の軽易な変更の見直しを行うことが望ましい」との意向(右図(1))。

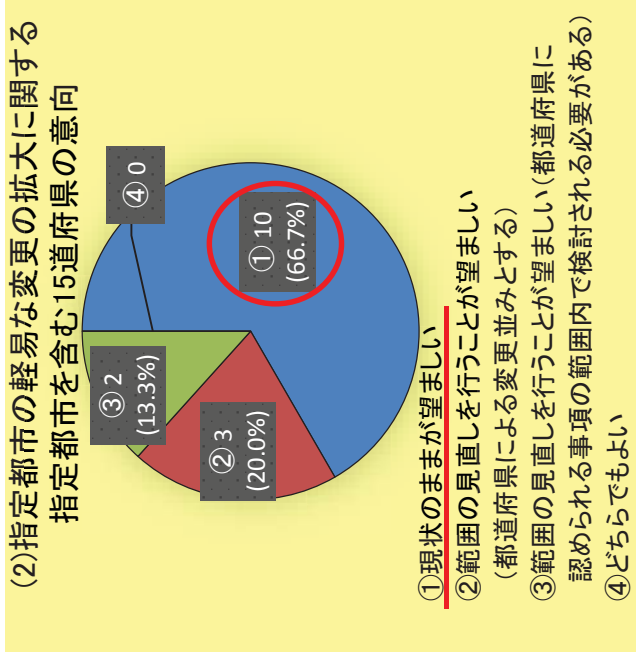
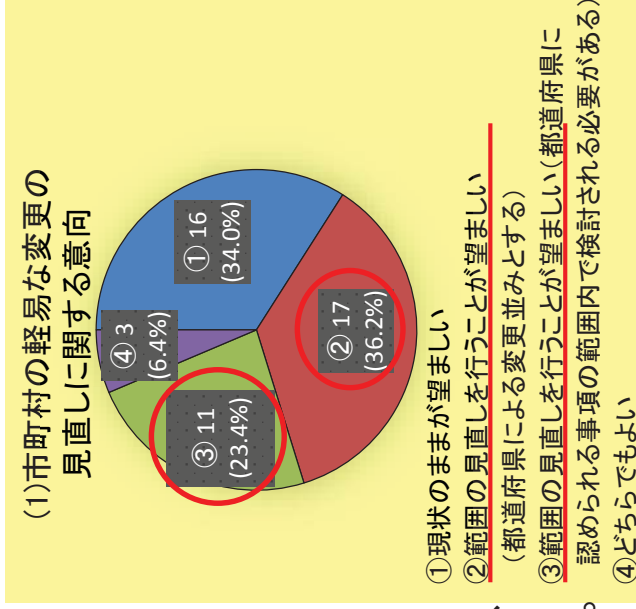
また、35団体(75%)が「手続の期間短縮・事務負担の軽減」等のメリットがあると回答。一方、28団体(60%)が「広域的な観点からの調整ができなくなる」等のデメリットがあると回答。

○また、指定都市の軽易な変更の見直しについて、指定都市を含む15道府県のうち10団体(67%)が「現状のままが見望ましい」との意向(右図(2))。

2. 都市計画変更実態調査

(対象:47都道府県、都市計画区域内1352市町村)

○市町村による都市計画の変更に係る協議案件のうち、都道府県が変更する場合に軽易な変更が定められている都市計画の類型に該当する案件をみると、件数では道路と公園が大宗を占める(右図(3))。



(3) 市町村による都市計画変更に係る協議実績※(平成23年度～25年度)

※都道府県による都市計画変更で軽易な変更が定められている類型ごとに、国土交通大臣協議(指定都市)又は都道府県知事協議(その他の市町村)の案件数を調査

区域区分	地域地区(1号)	地域地区(2号)	道路(3号)	都市高速鉄道(4号)	空港(5号)	公園・緑地(6号)	河川(7号)	一団地の官公庁施設(8号)
都市計画法施行規則13条の都市計画の種類に該当	28	58	898	9	0	345	0	0
うち同条各号の軽易な変更	4	0	118	4	0	102	0	0

都市計画の軽易な変更の見直し(2)

<前回(昨年12月)の実態等調査の結果> ※前頁のものを再掲

(1)市町村の軽易な変更の見直しに関する意向 (対象：47都道府県)
 (2)指定都市の軽易な変更の拡大に関する指定都市を含む道府県の意向 (対象：15道府県)

- ①現状のままが望ましい : **16団体** ①現状のままが望ましい : **10団体**
 ③範囲の見直しを行うことが望ましい (都道府県に認められる事項の範囲内で検討される必要がある。) : **11団体** ③範囲の見直しを行うことが望ましい (都道府県に認められる事項の範囲内で検討される必要がある。) : **2団体**



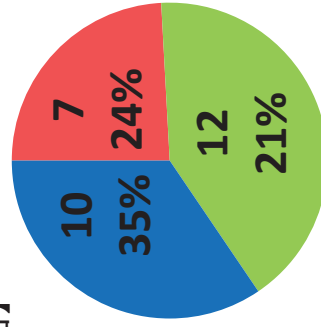
上記の回答をした都道府県のうち、**重複する団体を除いた29団体に再度アンケート調査を実施**

<今回実施した29団体(※)への再アンケート結果>

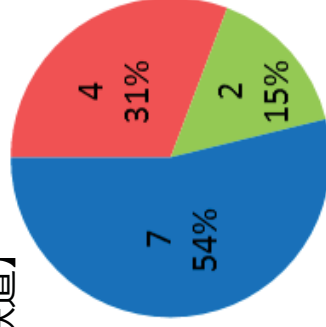
※都市高速鉄道については、29団体のうち指定都市を有する13団体が対象

問 市町村の軽易な変更の範囲を都道府県と同じにすることで許容できるか

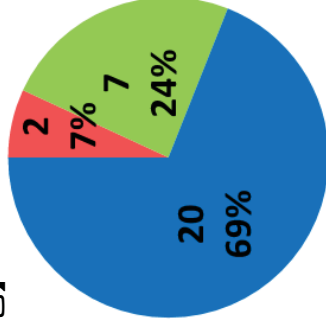
【道路】



【都市高速鉄道】



【公園・緑地】



× 許容できない	7(24%)
△ 一部変更すれば許容できる	12(41%)
○ 許容できる	10(35%)
合計	29(100%)

× 許容できない	4(31%)
△ 一部変更すれば許容できる	2(15%)
○ 許容できる	7(54%)
合計	13(100%)

× 許容できない	2(7%)
△ 一部変更すれば許容できる	7(24%)
○ 許容できる	20(69%)
合計	29(100%)

上記「許容できない」とする団体に対し「アリアンクを実施の上、意向を再度確認。その際、全ての団体が「具体的な支障が生じないよう措置されるのであれば許容する」旨を回答。

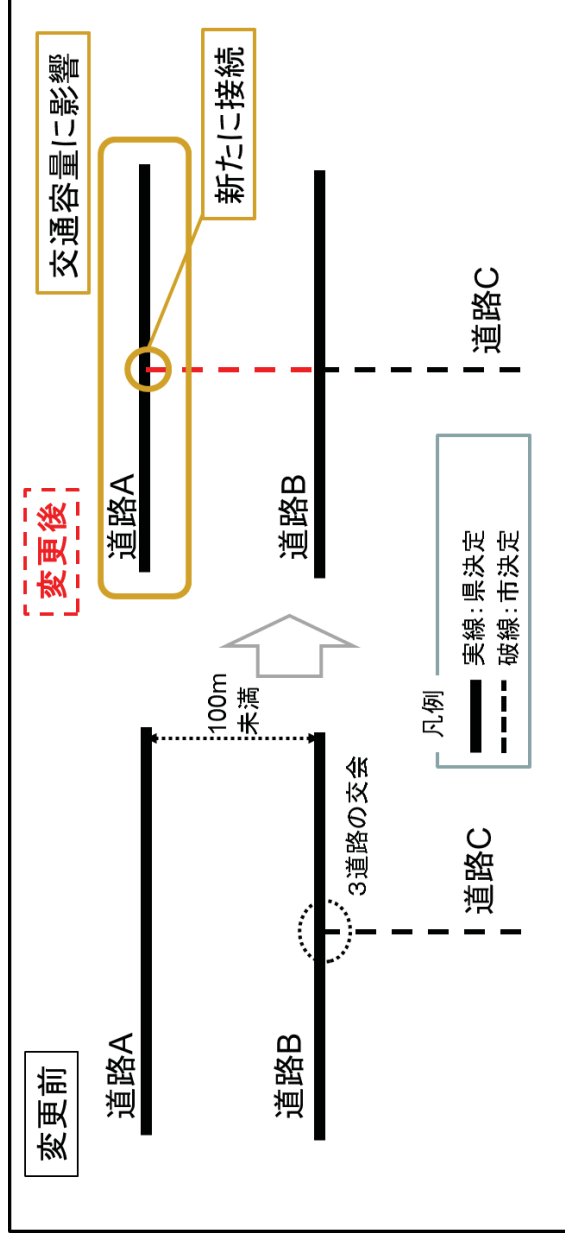


「道路」、「都市高速鉄道」及び「公園・緑地」に関する都市計画の変更について、**特定の支障が生じる場合を除き、都道府県の都市計画変更に係る軽易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することとする。**

都市計画の軽易な変更の見直し(3)

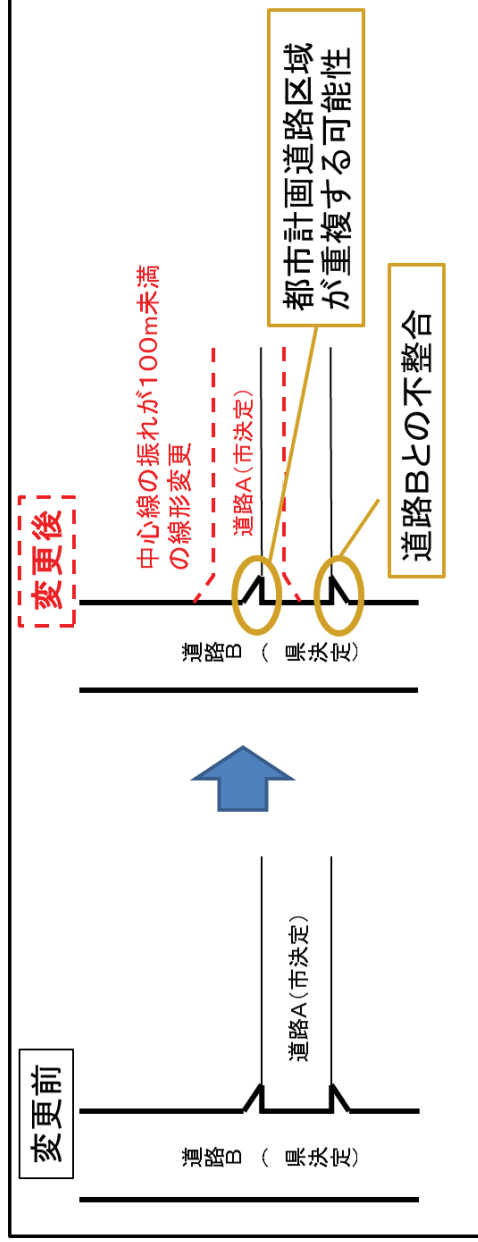
<道路に係る支障事例>

①従前とは別の道路に接続して道路ネットワークに影響を及ぼす場合



道路B(県決定)と三叉路で接続する道路C(市決定)を、道路A(県決定)まで延長することにより、新たな道路ネットワークが形成され、道路A(県決定)で想定していた交通容量を超過する可能性がある。

②都道府県又は他の市町村が決定した都市計画道路の変更が生じる場合

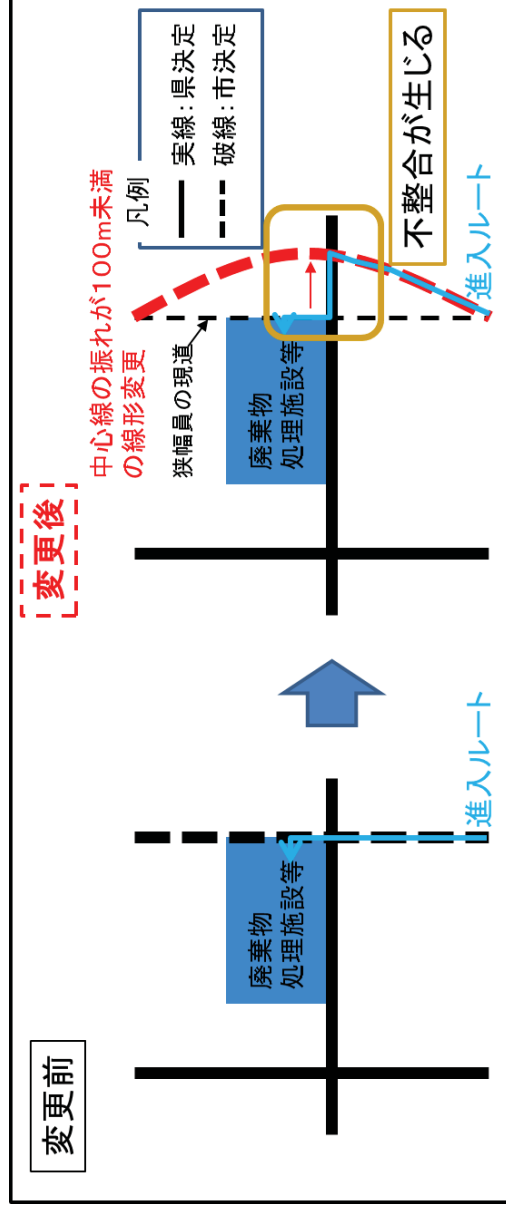


道路B(県決定)と三叉路で接続する道路A(市決定)を、線形変更することにより、道路Aと道路Bの都市計画の区域が重複し、道路B(県決定)の隅切りなど道路の構造に不整合が生じる可能性がある。。

都市計画の軽易な変更の見直し(4)

<道路に係る支障事例>

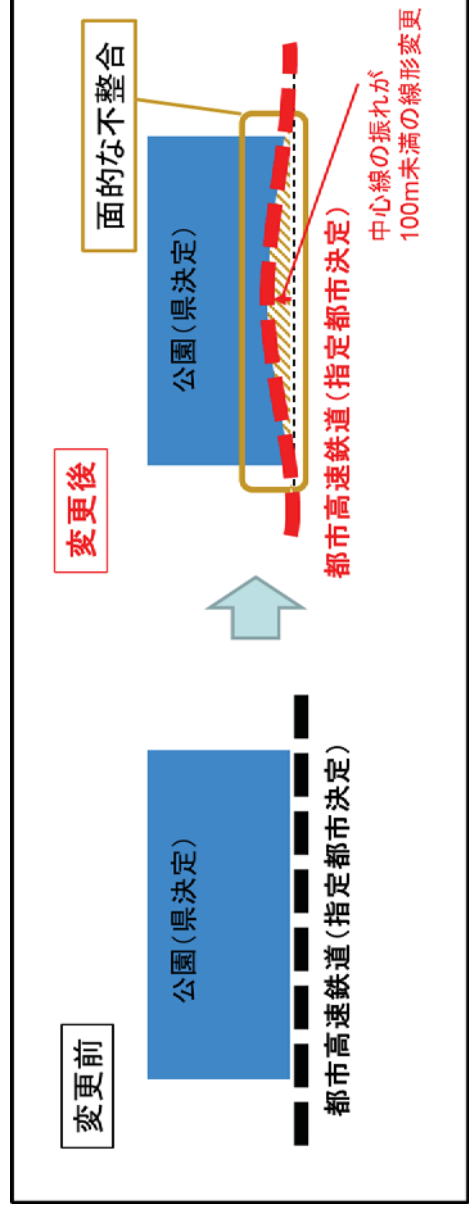
③都道府県が決定した道路以外の都市施設に関する都市計画と不整合が生じる場合



道路(市決定)の線形変更により、搬出入のための道路が整備されることを前提にその立地が計画されていた都市施設(廃棄物処理施設等)について、進入ルートが十分に確保できず、都市計画に不整合が生じる可能性がある。

<都市高速鉄道に係る支障事例>

・他の都市施設に関する都市計画の区域との不整合が生じる場合



都市高速鉄道(指定都市決定)を線形変更することにより、都市高速鉄道(指定都市決定)と公園(県決定)の都市計画の区域が重複し、都市計画に不整合が生じる可能性がある。

都市計画の軽易な変更の見直し(5)

【対応方針】

- 市町村が変更を行う、「道路」、「都市高速鉄道」及び「公園・緑地」に関する都市計画に関する軽易な変更の範囲については、都道府県の軽易な変更の範囲と同様のものとする。
- ただし、市町村の軽易な変更により他の都市計画に支障を来さないよう、例えば、道路に関する都市計画については、
 - ・従前とは別の道路に接続して道路ネットワークに影響を及ぼす場合
 - ・都道府県又は他の市町村が決定した都市計画道路の変更が生じる場合
 - ・都道府県が決定した道路以外の都市施設に関する都市計画との不整合が生じる場合など、当該変更により具体的な支障が生じる場合には、都道府県協議の対象とするよう法令において措置することとする。(「都市高速鉄道」及び「公園・緑地」についても同様に措置。)
- これらの対応方針の実施にあたっては、市町村から意見を聴取し、さらに精査した上で措置することとする。

同意の廃止がもたらす影響（A市の事例）

【経緯】

- H25.12 A市が河川改修に合わせて市道の橋梁架け替え事業を検討。
- H26.7 橋梁架け替え事業を実施するため、市が橋梁部の都市計画案を策定。
- H26.8 市と県とで都市計画の変更について協議。
- H26.9 県は、橋梁の先の幹線街路に接続する都市計画道路に変更し、連続した道路ネットワークとして位置付けるよう見直しの要請。

＜見直し要請の概要＞

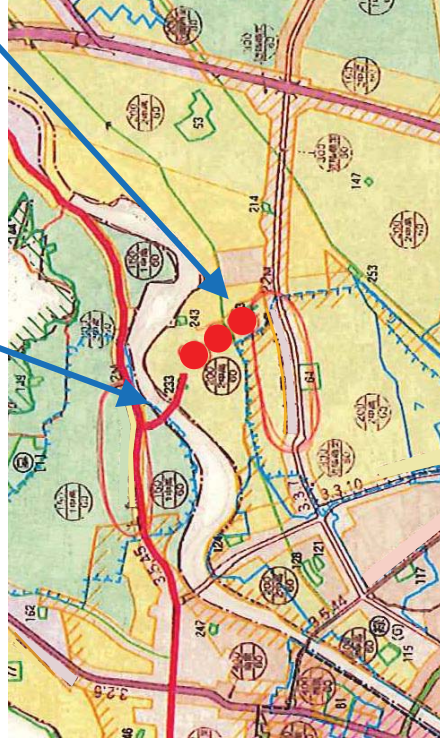
- 橋梁部分だけの都市計画では、高規格の道路が、生活道路と接続するようになる。
- 都市交通マスタープランに位置付けられた連続した道路ネットワーク形成のため、幹線道路を補助する道路（補助幹線道路）として橋梁の先にある幹線街路まで接続する都市計画道路に変更して決定すべき。



市は県の指摘を考慮に入れず、原案通り橋梁部分のみの都市計画手続を進めた。

市の計画案
(橋梁部のみ)

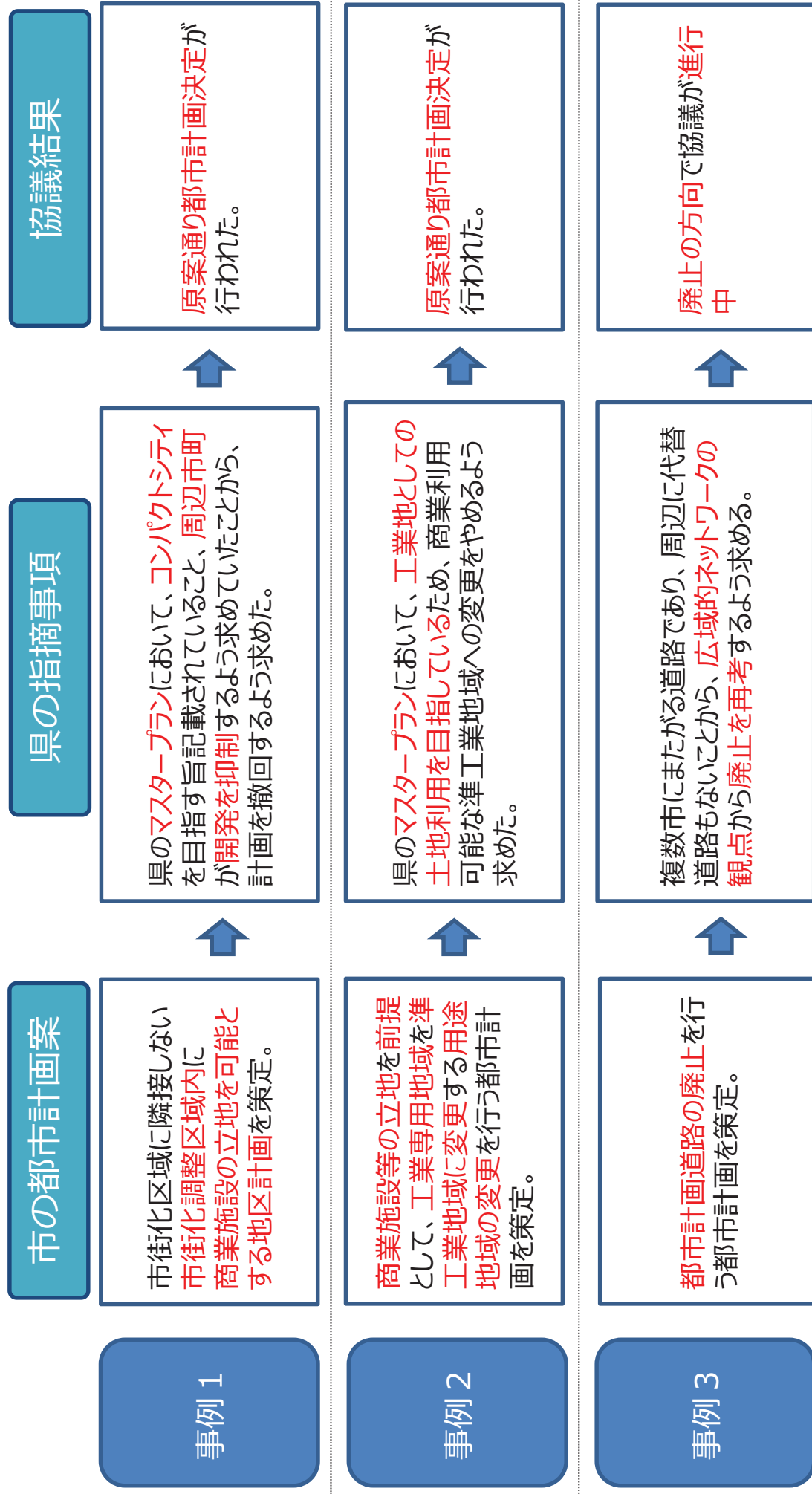
延長すべきと
された区間



- H26.9 市の都市計画審議会において、「道路ネットワークが形成されない」「渋滞・事故増加等周辺生活道路への悪影響がある」等の指摘があり、市は**原案どおりの都市計画決定を**しつつも、**延長区間の都市計画を策定することを市は約束。**

○市の同意を廃止したことによって、都道府県との調整が十分になされず、広域的な視点を無視した都市計画が定められるおそれが高い。

同意の廃止がもたらす影響（市の事例②）



○市について同意を廃止したことにより、都道府県との調整が十分になされず、県の都市計画との適合や広域的な視点を無視した都市計画が定められるおそれが生じている。

同意の廃止がもたらす影響（市の事例③）

＜協議における市の姿勢の変化＞※前回調査の結果を再度整理

- 市の同意廃止前後で、市側の協議に対する姿勢（指摘事項への対応状況、協議の熟度など）の変化について、前回、実態調査を実施。
- 10都道府県（21%）が、市の協議に対する姿勢に変化があったと回答している。

＜具体例＞

23

○市がスケジュールを優先し、協議に十分な時間をかけなくなった。

- ・市から初めて説明を受ける段階で既に住民向け説明会を終えていることや、案の公告・縦覧を開始していることがあった。
- ・標準協議期間の半分程度での協議を求めた市から「都市計画決定は、政策に基づき行っているため県の回答如何に関わらず、スケジュールは変更しない」旨発言があり、実際に協議スケジュールは変更されず、県は十分な協議・指摘ができなかった。

○県の指摘に対し誠実に対応しなくなった。

- ・市が、「同意ではなく、協議だから」といって、県の指摘に十分回答しなくなった。
- ・意見を付した場合でも、意見についての回答が得られないことがある。

○市に対する同意を廃止したことで協議における市の姿勢の変化が少なからず生じている。

町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止

【対応方針】

- 第1次勧告を受けて制度を見直した平成23年の法制上の説明ぶりに照らすと、現時点において、町村の執行体制に変化が認められるか確認する必要があるが、市と町村全体の職員数や都市計画決定件数について比較したところ、平成25年度においても、前回同様、引き続き大きな差が認められた。
- また、都道府県の意向調査では、多くの都道府県（15団体）から、「同意は存置すべき」との意向が示され、市との協議の実態については、「同意」が廃止されたことによる具体的な支障の発生や協議姿勢の悪化を挙げた都道府県が多数あった。
- さらに、本年8月28日に開催された提案募集検討専門部会において、全国知事会は「町村同意廃止については、都道府県の中でも意見が割れており慎重とも推進とも言えない」と述べており、昨年度の「同意を廃止してよい」とした見解とは異なっている。
- こうしたことから、町村の都市計画に係る都道府県同意を廃止することは困難であり、平成23年の制度見直しから時間が経っていないことも踏まえると、当面は、こうした市と都道府県との協議の実態について引き続き注視する必要がある。